

リクルート健康保険組合が認める、「直接的必要経費一覧」

【基本的な考え方】

自営業者の方については、国の社会保険の制度上、一般的に国民健康保険あるいは国民健康保険組合（地域・業種別）に加入することとなっています。

【自営業者の収入について】

◎健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円（60歳以上の人ならびに障害年金受給者は180万円）未満であり、いわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。

◎健康保険における、自営業者の収入については『総収入から「直接的必要経費（※）」を差し引いた額』となっております。（なお、給与収入者については「総収入」にて判断することとなり、必要経費は一切認められておりません。）

※直接的必要経費とは、「生産活動に要する原材料費等の費用」（具体的には、ケーキ屋さんの小麦粉、卵等）

リクルート健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」の各所得別に定めております（詳細は以下「一覧」参照）。「収支内訳書」の「収入金額」から、各「経費」の額を差し引いて、収入を計算してください。

※「収支内訳書」の「売上原価」は全て直接的必要経費として認めます。

※青色申告特別控除は青色申告の特典であって、実際の経費ではありませんので直接的必要経費として認められません。

【一覧】

「○」…直接的必要経費として認める経費
 「△」…条件（備考を参照）付きで直接的必要経費として認める経費
 「×」…直接的必要経費として認めない経費

※認定可否が「○」となっている経費は、原則、その裏づけとなる資料は添付不要ですが、必要に応じて求める場合があります。

※認定可否が「△」となっている経費は、必要に応じて添付資料を求める場合があります。

※収支内訳書等の経費欄の項目にない「経費」については、「雑費」と同様に扱います。

■一般所得用

科目		認定可否	備考	
経費	給料賃金	○		
	外注工賃	○		
	減価償却費	×		
	貸倒金	×		
	地代家賃	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が別の場合は直接的経費として認めます。	
	利子割引料	×		
	その他の経費	租税公課	×	
		荷造運賃	○	
		水道光熱費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が別の場合は直接的経費として認めます。
		旅費交通費	○	
		通信費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が別の場合は直接的経費として認めます。
		広告宣伝費	×	
		接待交際費	×	
		損害保険料	×	
		修繕費	○	
消耗品費		○		
福利厚生費	×			
雑費	×			